

「大分県障がい者工賃向上計画（第5期）」【概要版】

第1章 計画の趣旨

＜計画の背景・理念＞

障がいのある方が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりを推進するためには、それぞれの適正や能力に応じて可能な限り就労し、活動の場を持つことができるように支援することが必要であり、なかでも、福祉的就労の場である就労継続支援B型事業所で働く障がい者が適切な支援を受けながら、工賃向上を図ることが重要である。

工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が必要であることから、平成19年度に「大分県障がい者工賃倍増5カ年計画」を策定後、平成24年度以降は3年ごとに「大分県障がい者工賃向上計画」を策定し、各種施策に取り組んできたところである。今回、改めて第5期となる工賃向上計画を策定し、障がい者活躍日本一を実現するため、工賃向上に向けた取組を推進していくものである。

＜対象事業所＞ 就労継続支援B型事業所（R6.4.1時点：県内272事業所）

＜計画期間＞ 令和6(2024)年度から令和8(2026)年度（3か年）

第2章 第4期工賃向上計画（R3～R5）の実績

		R2	R3	R4	R5（※）
月額工賃 （対R2年度比）	目標工賃	18,841円 -	18,443円 (97.9%)	18,962円 (100.6%)	19,481円 (103.4%)
	実績工賃	17,924円 -	18,917円 (105.5%)	20,145円 (112.4%)	25,662円 (143.2%)

（※）R5工賃実績については、算定方法に変更あり（詳細別紙）

【R6以降の前年度平均工賃月額算定方法】

- ①前年度における工賃支払総額を算出
 - ②前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出
前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数
 - ③前年度における工賃支払総額（①）÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数（②）÷12月により、1人当たりの平均工賃月額を算出
- ※上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

第3章 第5期計画の目標工賃額

	R6年度	R7年度	R8年度
目標工賃額（月額）	25,969円	26,280円	26,595円

第4章 計画推進のための各主体の役割

- 1 県の具体的な取組
- 2 B型事業所に求められること
- 3 市町村に求められること

第5章 計画の検証

- 1 各年度における計画達成状況の点検及び評価
- 2 平均工賃額の公表

※第5期計画の主な取組

- ・おおいた共同受注センターによる業務の開拓や事業所の育成
- ・経営指導や技術指導を望む事業所へコンサルタント及び専門家等を派遣
- ・農福連携に取り組む事業所に対し、アグリ就労アドバイザーを派遣し栽培技術等を指導
- ・地域ネットワークの活用や社会情勢の変化への適応の推進

別紙

平均工賃月額の見直し（指針より）

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入される。

【R5 までの前年度平均工賃月額算定方法】

- ① 報告対象年度各月の工賃支払対象者の総数を算出

（例：50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は、 $45+50+48+50+50+50+49+50+45+47+50+50=584$ 人となる。）

- ② 報告対象年度に支払った工賃総額を算出
- ③ ②÷①により1人あたり平均月額工賃額を算出

※月の途中からの利用開始者及び利用終了者、月の途中で入院又は退院した利用者や新型コロナウイルスへの罹患したこと等により1週間以上に渡って利用できなくなった利用者、自事業所以外の障害福祉サービスを利用している者、人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある利用者などは算定から除外することが可能



【R6以降の前年度平均工賃月額算定方法】

- ① 前年度における工賃支払総額を算出
- ② 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出
前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数
- ③ 前年度における工賃支払総額（①）÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数（②）÷12月により、1人当たりの平均工賃月額を算出

※上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止